

慶弔見舞金規程

慶弔見舞金規程

第 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、慶弔見舞金に関する事項を規程する。

- 2 . 社員の慶弔禍福に際し、会社は祝福、弔慰、見舞の意を表し、金品を支給する。

(慶弔見舞金の内容)

第 2 条 社員の慶弔禍福の際は、この規程によって、それぞれ祝金、弔慰金、見舞金を支給する。

- 2 . 慶弔見舞金の内容は、結婚祝金、出産祝金、傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金の 5 種類とする。

(勤続年数の計算)

第 3 条 この規程における勤続年数の計算は、採用の日から支給事由発生の日までの満年数とする。

(適用範囲)

第 4 条 第 2 条第 2 項の対象者は就業規則第 3 条第 1 項の社員に適用する。

- 2 . 前項に適用する以外の社員は、その都度定める。

第 2 章 結婚祝金

(結婚祝金と勤続年数の関係)

第 5 条 社員が結婚した場合は、次の区分により結婚祝金を支給する。

勤続 3 年未満の者 20,000 円

勤続 3 年以上の者 30,000 円

(双方社員の場合)

第 6 条 結婚の当事者双方が社員の場合は、第 5 条の祝金は各々に支給する

第 3 章 出産祝金

(出産祝金)

第 7 条 社員並びに配偶者が出産した時は、次により祝金を支給する。

- 1 産児につき 10,000 円

(死産の場合)

第8条 前条が死産の場合は、見舞金として前条と同額を支給する。

第4章 傷病見舞金

(業務上の場合)

第9条 社員が業務上の傷病により療養の為休養する時は、次により傷病見舞金を支給する。

10日以上勤務不能欠勤の場合 10,000円

2. 前項の支給は年2回を限度とする。

(私傷病の場合)

第10条 社員が私傷病により療養のため休養する時は、次により傷病見舞金を支給する。

15日以上勤務不能欠勤の場合 5,000円

2. 前項の支給は年2回を限度とする。

第5章 災害見舞金

(災害見舞金)

第11条 社員が火災、水災、風震災、その他災害により、住居に損害をこうむった場合には、次の区分により見舞金を支給する。

世帯主の場合

ア. 全損失 100,000円

イ. 大半損失 80,000円

ウ. 一部損失 50,000円

非世帯主の場合

ア. 全損失 30,000円

イ. 大半損失 20,000円

ウ. 一部損失 10,000円

(証明書の提出)

第12条 前条の災害の場合は、各々官公庁の証明書を提出しなければならない。

第6章 死亡弔慰金

(本人の場合の弔慰金)

第13条 社員が業務上あるいは私傷病により死亡した時は、遺族に対して、

より香典として弔慰金を支給する。

勤続5年未満の者 30,000円

勤続5年以上の者 50,000円

2. 前項の該当者で特に会社に貢献した者には、別途増額することがあ

(本人の場合の供花)

第14条 葬儀に際しては、花環もしくは生花を供する。

(家族の場合の弔慰金)

第15条 社員の配偶者、子女及び父母が死亡した場合は、次の区分により香典として弔慰金を支給する。

配偶者の場合 30,000円

子女死亡 30,000円

父母(養父母並びに配偶者の父母を含む)

ア 本人扶養家族の場合 20,000円

イ 本人非扶養家族の場合 10,000円

本人の兄弟・姉妹 10,000円

(家族の場合の供花)

第16条 葬儀に際しては、花環もしくは生花を供する。

附 則

(施 行)

第17条 この規程は平成 年 月 日から実施する。